

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です

明細書発行体制等加算

当院では領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。診療情報は患者様にとって大切な『個人情報』ですので、取扱いにはご注意ください。明細書の発行を希望されない場合は会計窓口にお申し出ください。

一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況になっております。患者様が薬局において円滑にお薬が受け取れるように、当院では一般名処方（薬の「商品名」ではなく「有効成分」を記載した処方箋を発行すること）をおこなっております。

夜間・早朝等加算

平日 18 時以降に受付された場合 初再診料に加算されます

医療情報取得加算

当院は診療情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療 DX 推進体制整備加算

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなうよう努めています。

指定医療機関

- ・ 保険医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズにかかる診療費について
初診料 291 点

再診料 75 点

明細書発行体制等加算 1 点

コンタクトレンズ検査料 200 点

初回は初診料、2 回目以降は再診料です。上記の診療費は、コンタクトレンズの処方または経過観察の場合のみ当てはまるもので、厚生労働省が決めた保険点数です。

コンタクトレンズ装用のために受診された方でも、厚生労働省が定める疾患の治療によっては、上記コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名：黒田輝仁

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています

短期滞在手術等基本料 1

当院では短期滞在手術等基本料 1 に関する施設基準を満たして届出しております。日帰りでおこなわれる特定の手術に対する体制が整備されています。

対象手術：水晶体再建術(白内障手術)

保険適応外料金表

診断書 3300 円

証明書 550 円

個人情報保護に関する揭示

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

当院における個人情報の利用目的

◆医療提供

- ・当院での医療サービスの提供
- ・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業所との連携
- ・他の医療機関等からの照会への回答
- ・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ご家族等への病状説明
- ・その他、患者さんへの医療提供に関する利用

◆診療費請求のための事務

- ・当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその他委託
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用
- ◆当院の管理運営業務
 - ・会計・経理
 - ・医療事故等の報告
 - ・当該患者さんの医療サービスの向上
 - ・入退院等の病棟管理
 - ・その他、当院の管理運営業務に関する利用
- ◆企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその他結果の通知
- ◆医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◆医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◆当院内において行われる医療実習への協力
- ◆医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ◆外部監査機関への情報提供

付記

1. 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
2. お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。